

公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額の算定方法
 (大阪広域環境施設組合情報公開条例施行規則第 10 条関係)

1 公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額の算定方法について

大阪広域環境施設組合情報公開条例(平成 27 年条例第 7 号)第 16 条第 2 項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額の算定方法は、同条例施行規則(平成 27 年規則第 10 号)第 10 条に規定される方法に応じて、次の表のとおりとする。

公文書の種類	公文書の写しの交付方法		費用の額の算定方法
文書又は図画	複写機により複写したものの交付	単色刷り	1 枚につき 10 円
		多色刷り	1 枚につき 50 円
	PDF ファイル形式に変換したものを記録した光ディスク (CD-R700 メガバイトのもの) の交付		1 枚につき、90 円に当該文書又は図画のページ数に 10 円を乗じて得た額を加えた額
	PDF ファイル形式に変換したものを記録した光ディスク (DVD-R4.7 ギガバイトのもの) の交付		1 枚につき、120 円に当該文書又は図画のページ数に 10 円を乗じて得た額を加えた額
	PDF ファイル形式に変換したものを添付した電子メールの送信		当該文書又は図画のページ数に 10 円を乗じて得た額
電磁的記録	用紙に出力したものの交付	単色刷り	1 枚につき 10 円
		多色刷り	1 枚につき 50 円
	複製又は PDF ファイル形式への変換をしたものを記録した光ディスク (CD-R700 メガバイトのもの) の交付		1 枚につき、90 円に次の (1) 又は (2) に掲げる額を加えた額 (1) 当該電磁的記録に非公開情報が記録されていないとき又は当該電磁的記録が音声、映像若しくは画像を記録したものであるときは、当該複製したもののファイル数に 10 円を乗じて得た額 (2) 当該電磁的記録が(1)に定めるもの以外のものであるときは、当該 PDF ファイル形式に変換したもののページ数に 10 円を乗じて得た額
複製又は PDF ファイル形式への変換をしたものを記録した光ディスク (DVD-R4.7 ギガバイトのもの) の交付		1 枚につき、120 円に次の (1) 又は (2) に掲げる額を加えた額 (1) 当該電磁的記録に非公開情報が記録されていないとき又は当該電磁的記録が音声、映	

		<p>像若しくは画像を記録したものであるときは、当該複製したもののファイル数に10円を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該電磁的記録が(1)に定めるもの以外のものであるときは、当該PDFファイル形式に変換したもののページ数に10円を乗じて得た額</p>
	<p>複製又はPDFファイル形式への変換をしたものを添付した電子メールの送信</p>	<p>当該電磁的記録に非公開情報が記録されていないとき又は当該電磁的記録が音声、映像若しくは画像を記録したものであるときは、当該複製したもののファイル数に10円を乗じて得た額</p> <p>当該電磁的記録に非公開情報が記録されているとき（当該電磁的記録が音声、映像若しくは画像を記録したものであるときを除く。）は、当該PDFファイル形式に変換したもののページ数に10円を乗じて得た額</p>

備考

- (1) 多色刷りによる文書又は図画及び電磁的記録の写しの交付は、公開請求者が希望し、かつ、本組合が現に保有する機器で容易に対処することができるときに限る。
- (2) 文書若しくは図画を複写機により複写したものを交付する場合又は電磁的記録を用紙に出力したものを交付する場合において、用紙の両面に複写し又は出力するときは、2枚として計算する。
- (3) 音声、映像、若しくは画像を記録した電磁的記録は、全部公開の場合に限る。
- (4) 文書若しくは図画を複写機により複写したものを交付する場合又は電磁的記録を用紙に出力したものを交付する場合における用紙は、原則として日本産業企画A列3番（以下「A3判」という。）までの大きさのものを用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算する。
- (5) 郵送により交付する場合の費用の額は、この表に基づき算定した額に郵送に要する費用の額を加えた額とする。

2 「写しの交付に要する費用の設定について」（平成27年3月30日事務局長決裁）は廃止する。

3 適用日

令和4年10月1日